

## 統計法施行令の一部を改正する政令の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 16 条の規定において、基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会（以下「地方公共団体の長等」という。）が行うことができることとされており、その具体的な事務は、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表において規定されている。

今般、基幹統計調査である経済センサス活動調査及び小売物価統計調査の調査方法の変更を行うことに伴い、令別表第 1 及び別表第 2 に関し所要の改正を行うものである。

### 1 改正内容

#### （1）経済構造統計関係【令別表第 1 の 1 の項及び同表備考関係】

経済構造統計を作成するための基幹統計調査のうち経済センサス活動調査（総務省及び経済産業省が実施する 5 年周期の基幹統計調査）に関する事務は、令別表第 1 の 1 の項及び同表備考第 3 号に規定されている。

同調査は、従前、民営事業所のみを報告義務者としていたところ、次回調査（令和 3 年実施）から、報告義務者に国及び地方公共団体の事業所を追加することとする。それに伴い、同表 1 の項第 4 欄第 6 号に掲げる調査票の配布に関する事務を、新たに市町村長に行わせることとなるため、同表備考第 3 号の読替え規定において同事務を行わないものとしている部分を削除する等の改正を行う。

#### （2）小売物価統計関係【令別表第 2 の 2 の項関係】

小売物価統計調査（総務省が実施する月次の基幹統計調査）に関する事務は、令別表第 2 の 2 の項に規定されている。

令和 4 年 1 月調査から、小売物価統計調査の構造編において店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を中止し、全て POS データ<sup>(注)</sup>等を活用した分析へ移行するため、同項上欄中「、事業所の形態別等」を削る改正を行う。

また、令和 3 年 1 月調査から、民営家賃の報告義務者を「民営借家世帯」から「民営借家を賃貸している事業所」に変更することに伴い、報告義務者から世帯が除かれることとなるため、同項下欄第 1 号中「及び世帯」を削る改正を行う。

(注) 販売時点情報 (Point of Sales)。例えば、消費者が小売店で商品を購入する際にレジで読み取られた情報が集計されたデータ等が含まれる。

### 2 スケジュール

○閣 議：令和 2 年 12 月 4 日（金）

○施 行：令和 3 年 1 月 1 日（令別表第 1 の 1 の項及び同表備考並びに令別表第 2 の 2 の項下欄の改正）

令和 4 年 1 月 1 日（令別表第 2 の 2 の項上欄の改正）